



キャベツひと玉の 値段に敏感であいたい

目黒区議会議員 橋本しょうへい 区政レポート



Facebook
(公式)



Twitter

Vol. 号外
2020.8.19 発行

橋本しょうへい事務所
〒153-0052
目黒区祐天寺2-17-3-108
Tel 080-5090-2560
Mail info@shohel.tokyo

見逃していませんか。政府、東京都、目黒区のコロナ対策

政府や自治体で打ち出している様々なコロナ対策には様々なものがありますが、その中で8月18日現在で私たち目黒区民が申し込める可能性のあるものをまとめました。少しでもお役に立てれば幸いです。

	名称	対象者	内容	申込方法(窓口)	日程
子育て	給付 ひとり親世帯臨時特別給付金	1.基本給付：①R2.6月分の児童扶養手当が支給されるひとり親世帯等の方 ②公的年金等を受給しており、R2.6月分の児童手当の支給が全額停止されるひとり親世帯等の方 ③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯等の方 2.追加給付：①①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方	1.1世帯5万円、 第2子以降は1人につき3万円 2.1世帯5万円	①…2(追加給付)のみ要申請 ②③…1(基本給付)、2(追加給付)ともに要申請 児童扶養手当が全額停止：7月末に申請書を送付済 児童扶養手当を未申請：目黒区子育て支援課手当・医療係へ電話	①…7月末に申請書送付、8月以降に児童扶養手当の振込先に指定されている口座に振り込み ②③…受付開始は8月以降になる予定、基本給付・追加給付ともに9月以降に申請書に記入した口座に振込
	給付 小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	(1)保護者であること (2)①又は②の子どもの世話をを行うこと(①臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルス感染症に感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども) (3)小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること (4)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと (1)～(4)のいずれにも該当する方が対象	R2.2/27～3/31までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額) R2.4/1～9/30までの間において、就業できなかった日について、1日当たり7,500円(定額)	「学校等休業助成金・支援金受付センター」宛てに必要書類を郵送にて提出 ※必ず配達記録が残る郵便で配達	12/28まで
	補助 令和2年度ベビーシッター利用支援事業	下記のすべてに該当していることが利用の条件 ・児童及び保護者が、目黒区に住居登録があり、実際に居住していること ・保育所などに在籍しておらず、教育・保育給付認定を受けていること ・待機児童の保護者又は育児休業満了者の条件に該当し、対象者確認書を受け取っていること ・0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童であること ・産休・育休中ではないこと	1時間当たり150円で利用可能 ※ただし、利用料以外の料金は原則として助成金の対象外とする	目黒区 保育課 保育施設利用係 (03-5722-9868)より対応	R2.4/1～R3.3/31まで利用可能
	補助 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(特例措置：企業で働く方向け)	次の①～③にあてはまる方が対象…①民間企業に勤めている ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている	小学校や保育所等が臨時休校・休園になった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給 平常時の一日の上限枚数：1枚/人→特例措置の一日の上限枚数：5枚/人、1か月の上限枚数：24枚/家庭→120枚/家庭、年間の上限枚数：280枚/家庭→上限なし	勤めている会社等に割引券の申し込み	
	補助 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(特例措置：個人で就業されている方向け)	次の①～③にあてはまる方が対象…①個人で仕事をしている(自営業、フリーランスなど) ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている		全国保育サービス協会から委託を受けた団体へ割引券の申し込み	
	給付 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金	4月分児童手当の受給者。ただし児童が2020年4月より高校1年生となった場合、2020年3月中に児童が死亡した場合のいずれかに該当する場合は2020年3月分児童手当の受給者も対象。	対象児童一人につき1万円(一律)	申請の必要なし。ただし公務員の場合、申請書及び振込先金融機関口座確認書類を郵送で目黒区子育て支援課に送付。	公務員の場合のみ、R2.5/20～9/23の間に申請
傷病	給付 目黒区：新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金	目黒区の国民健康保険の被保険者で、「給与等の支払いを受けているか」が以下のいずれかに該当し、「療養のために労務に服することができなくなった場合」に対象 ・新型コロナウイルス感染症に感染したとき ・発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき	(直近の継続した3ヶ月間の給与と収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数 支給額の上限は、日額時30,887円	申請の際は事前に必ず電話で相談(申請手続きに関するご相談、お問い合わせ→目黒区 国保年金課 管理係) ※郵送での申請を推奨	傷病手当金の支給を始める日が1/1～9/30の間にある場合に適用
	給付 目黒区：後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金	①東京都後期高齢者医療制度に加入している方②被用者である方③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった方④左記の就労できなかった期間中、就労を予定していた日があり、その給与の全額または一部を受けることができなかった方 この4つをすべて満たす方が対象		都広域連合所定の申請書を都広域連合宛て(東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課給付係「傷病手当金」担当)に郵送で申請	1/1～9/30までの間で療養のため就労できなかった期間(長期入院等の場合は最長1年6か月まで)
	給付 その他の健康保険	業務災害以外の病気やケガの療養のためにはたらくことができず、4日以上仕事を休んでいる方(自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している場合や、発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる場合)	支給総額=(傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額額の平均額の1/30)×2/3×支給日数	加入している健康保険の保険者に確認	
他	給付 特別定額給付金	4/27に住民基本台帳に登録されている方	給付対象者1人につき10万円	郵送またはオンライン	目黒区は9/1まで

裏面に続く

表面から続く

	名称	対象者	内容	申込方法(窓口)	日程	
収入の減少	給付 新型コロナウイルス感染症対策 休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者(パート・アルバイトを含む)のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方	月額賃金の8割(休業前の1日当たりの平均賃金×80%×(各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数)) 上限33万円	郵送(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当)(オンライン申請も準備中)	4月~6月までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限→9/30(郵送必着)、7月→10/31、8月→11/30、9月→12/31	
	猶予や減免	国税の納税の猶予制度 地方税の徴収の猶予制度	以下①②のいずれも満たす方(個人法人の別、規模は問わず) ①新型コロナウイルスの影響により、2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納税を行うことが困難であること。	納税を1年間猶予、猶予期間中の延滞金を軽減又は全額免除、貯蓄の差押えや換価(売却)が猶予される	納税の猶予申請書(特例猶予用)を記入し、目黒税務署に申請	特例猶予は納期限までに申請。換価の猶予は、国税が納期限から6か月以内に申請、地方税が目黒区の税務課へ相談。
	減免	国民年金保険	1.新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方。 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が減少見込みで、かつ、下記の3つの条件すべてに該当する世帯の方。 ①世帯主の事業収入等のいずれかの減少額が令和元年分の当該事業収入等の額の3割以上 ②世帯主の令和元年分の合計所得金額が1,000万円以下(介護保険を除く) ③世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得(=3割以上減少する収入に係る所得)以外の令和元年分の所得の合計額が、400万円以下		目黒区 国保年金課 資格賦課係 減免担当へ、申請書類を郵送(窓口も可能だが、混雑が予想される)	期限の記載はない。申請から審査結果の通知まで1か月程度、書類不備の場合2か月以上の場合も。
	減免	後期高齢者医療保険		1.当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額的全額免除 2.所定の計算式に基づく金額	目黒区 国保年金課 後期高齢者医療係へ、申請書類を郵送(窓口も可能だが、混雑が予想される)	申請はR3.1/4まで(必着)、ただしR3.1月以降に保険料の決定通知が届いた場合は3/19まで(必着)
	減免	介護保険料			目黒区 介護保険課 介護保険資格・保険料係へ、申請書類を郵送。	申請はR3.3/31まで(必着)
	立替	未払賃金立替金	使用者が1年以上事業活動を行っていたこと。法律上または事実上倒産したこと、労働者が倒産について裁判所への申立て等(法律上倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること	立替払される金額：未払賃金総額の80% 上限額：退職日に30歳未満：未払賃金総額110万円、立替払上限額88万円 30歳以上45歳未満：220万円、176万円 45歳以上：370万円、296万円	最寄りの労働基準監督署(渋谷、品川)にて問い合わせ	
	減免	国民年金保険料の免除の特例	R2.2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響収入が減少し、当年度の所得が現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることがみこまれること	個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予	目黒区 国保年金課 国民年金係または目黒年金事務所	受付開始…R2.5/1
	猶予	電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方	支払いの猶予など	それぞれ、契約している事業者にご相談	
	貸付	応急福祉資金貸付(特例)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などによる収入減少のために生活に困窮する世帯	貸付額：最低限度の生活費+家賃など(上限30万) 無利子 保証人不要 違約金(最終償還期限をすぎても、返済が終わらない場合)：償還すべき金額の年5%	目黒区 生活福祉課 相談支援係	申込み：R2.4/1~当面の間 据置期間：3か月以内 償還期限：60か月(貸付金額が20万円以下の場合は40か月)以内
	貸付	生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)	緊急・一時的に生活費が必要な方(新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯)	20万円以内	目黒区社会福祉協議会、労働金庫又は取扱郵便局で受付、又は郵送。	9/30まで
貸付	生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	・(二人以上世帯)：月額20万円以内 ・(単身世帯)：月額15万円以内	目黒区社会福祉協議会にて受付	9/30まで	
給付	住居確保給付金(家賃)	①離職等から2年以内または個人の責任によらないで就労機会が減少 ②世帯の収入合計額が収入基準額以下 ③世帯の預貯金合計額が自治体で定める額以下 ④誠実かつ熱心に求職活動をする事 ①~④すべてに該当する方	世帯の人数1人→支給上限額53,700円、2人→64,000円、3~5人→69,800円、6人→75,000円、7人以上→83,800円	めぐろくらしの相談窓口又は郵送(混雑のため郵送を推奨)	当面の間実施。 7/10現在、相談対応の混雑のため申請から決定まで約4週間。	
給付日数の延長	失業保険(給付日数の延長)	R2.6/12以後に基本手当の所定週日数を受け終わる方で、R2.4/7以前：離職理由を問わない、R2.4/8~R2.5/25：特定受給資格者及び特定理由離職者(①期間の定めのある労働契約や更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者 ②転居、婚姻等による自己都合離職者)、R2.5/26~：新型コロナウイルス感染症の影響により余儀なくされた特定受給資格者及び特定理由離職者 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いため、対象外とする	60日間の延長(※一部30日) ※35歳以上45歳未満で所定給付日数270日の方 45歳以上60歳未満で所定給付日数330日の方	ハローワーク渋谷(目黒区・世田谷区・渋谷区にお住まいの方)(東京都渋谷区神南1-3-5)		

橋本しょうへい プロフィール

1989(平成元)年6月6日神奈川県生まれ 埼玉県立熊谷高等学校、明治大学政治経済学部卒
(株)ダイエーを経て手塚よしお秘書 2019(令和元)年目黒区議会初当選
＜所属＞生活福祉委員会、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会ほか
＜趣味＞自転車、空手(和道流、松濤館)、スキー ＜好きな言葉＞温厚篤実、一意専心
＜好きなもの＞みかん、麻婆豆腐、クラフトビール ＜特技＞手話

RIKKEN
MINSHU
号外

立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cdp-japan.net
http://cdp-japan.jp/